実地指導を受ける事業者様自身にて、各項目の適否について☑を付け、提出してください。

**船橋市　指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**（障害者支援施設）**

|  |  |
| --- | --- |
| 実地指導年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 事業者（法人）名 |  |
| 施設の名称 |  |
| 施設指定番号 |  |
| 施設の所在地 | 〒　　　－　　　　 |
| 定員 | 施設入所支援　　　　　　　　　　人 | 昼間実施サービス　　　　　　　　　人 |
| 管理者 |  |
| サービス管理責任者 |  |
| 資料作成者 | 職・氏名 |  |
| 連絡先 |  |

指導調書における表記等について

Ａ．省略表記

１．「法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」をいう。

２．「基準条例」とは、「船橋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）」をいう。

３．「契約支給量」とは、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量をいう。

４．「費用算定基準告示」「告示」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５２３号）」をいう。

　　なお、関連告示として、同日付第５３９号告示において、一単位の単価及び級地区分毎に乗ずる割合が示されている。

５．「解釈通知」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日付け障発第0126001号）」をいう。

Ｂ．根拠条文について

　　「根拠条文及び市処理欄」に記載のある§以降の番号は、基準条例等の根拠条項を示したもの。

　　例：第5条第1項第1号(ｱ)　→　§5①⑴(ｱ)

| **実地指導項目** | **適否** | **根拠条文等****及び市処理欄** |
| --- | --- | --- |
| **第１　基本方針** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。 | □適□否 | §4①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。 | □適□否 | §4②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □適□否 | §4③□A　□B |
| **第２　人員に関する基準** |  |  |
| **◆従業者の数（生活介護）** |  |  |
| ⑴　医師利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。 | □適□否 | §5①⑴㋐(ｱ) □A　□B |
| ⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 |  |  |
| ①　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は指定障害福祉サービスの単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、アからウまでに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。ア　障害支援区分が４未満　　　　　利用者の数を６で除した数以上イ　障害支援区分が４以上５未満　　利用者の数を５で除した数以上ウ　障害支援区分が５以上　　　　　利用者の数を３で除した数以上 | □適□否 | §5①⑴㋐(ｲ)(ⅰ)□A　□B |
| ②　看護職員の数は、指定障害福祉サービスの単位ごとに、１以上となっているか。 | □適□否 | §5①⑴㋐(ｲ) (ⅱ)□A　□B |
| ③　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定障害福祉サービスの単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。 | □適□否 | §5①⑴㋐(ｲ) (ⅲ)§5①⑴㋒□A　□B |
| ④　生活支援員の数は、指定障害福祉サービスの単位ごとに、１以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。 |  | §5①⑴㋐(ｲ) (ⅳ)□A　□B |
| ⑶　サービス管理責任者 |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。また、１人以上は常勤となっているか。①　利用者の数が60以下　　１以上②　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | □適□否 | §5①⑴㋐(ｳ)§5①⑴㋔□A　□B |
| **◆従業者の数（施設入所支援）** |  |  |
| ⑴　生活支援員施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に１又は複数の利用者に対して 一体的に行われるもの）ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、 宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。ア　利用者の数が60人以下　１以上イ　利用者の数が61人以上　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | □適□否 | §5①⑹㋐(ｱ)□A　□B |
| ⑵　サービス管理責任者 |  |  |
| 当該指定障害者支援施設において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。 | □適□否 | §5①⑹㋐(ｲ)□A　□B |
| **◆従業者の数（取扱い）** |  |  |
| ⑴　利用者数の算定 |  |  |
| 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | □適□否 | §5②□A　□B |
| ⑵　職務の専従 |  |  |
| 指定障害者支援施設の従業者は､生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練（生活訓練）若しくは就労移行支援の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | □適□否 | §5③□A　□B |
| ⑶　従たる事業所を設置する場合の特例 |  |  |
| 　　指定障害福祉サービス事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | □適□否□非該当 | §8① |
| **第３　設備に関する基準** |  |  |
| **◆設備** |  |  |
| 訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。（相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。） | □適□否□経過措置 | §9①□A　□B |
| ⑴　訓練・作業室①　専ら指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであるか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | □適□否 | §9②⑴(ｱ)□A　□B |
| ②　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。 | □適□否 | §9②⑴(ｲ)□A　□B |
| ③　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | □適□否 | §9②⑴(ｳ)□A　□B |
| ⑵　居室①　一の居室の定員は、４人以下となっているか。 | □適□否□経過措置 | §9②⑵(ｱ)□A　□B |
| ②　地階に設けていないか。 | □適□否 | §9②⑵(ｲ)□A　□B |
| ③　利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き9．9平方メートル以上とされているか。 | □適□否□経過措置 | §9②⑵(ｳ)□A　□B |
| ④　寝台又はこれに代わる設備を備えているか。 | □適□否 | §9②⑵(ｴ)□A　□B |
| ⑤　一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。 | □適□否 | §9②⑵(ｵ)□A　□B |
| ⑥　必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。 | □適□否 | §9②⑵(ｶ)□A　□B |
| ⑦　ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 | □適□否□経過措置 | §9②⑵(ｷ)□A　□B |
| ⑶　食堂　　①　食事の提供に支障がない広さを有しているか。 | □適□否 | §9②⑶(ｱ)□A　□B |
| 　　②　必要な備品を備えているか。 | □適□否 | §9②⑶(ｲ)□A　□B |
| ⑷　浴室　　利用者の特性に応じたものとなっているか。 | □適□否 | §9②⑷□A　□B |
| ⑸　洗面所①　居室のある階ごとに設けられているか。 | □適□否 | §9②⑸(ｱ)□A　□B |
| ②　利用者の特性に応じたものであるか。 | □適□否 | §9②⑸(ｲ)□A　□B |
| ⑹　便所①　居室のある階ごとに設けられているか。 | □適□否 | §9②⑹(ｱ)□A　□B |
| ②　利用者の特性に応じたものであるか。 | □適□否 | §9②⑹(ｲ)□A　□B |
| ⑺　相談室室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | □適□否 | §9②⑺□A　□B |
| ⑻　廊下幅①　1．5メートル以上とされているか。ただし、中廊下の幅は、1．8メートル以上とされているか｡ | □適□否□経過措置 | §9②⑻(ｱ)□A　□B |
| ②　廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにされているか｡ | □適□否 | §9②⑻(ｲ)□A　□B |
| **第４　運営に関する基準** |  |  |
| **◆内容及び手続きの説明** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | □適□否 | §11①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | □適□否 | §11②□A　□B |
| **◆契約支給量の報告等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | □適□否 | §12①□A　□B |
| ⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | □適□否 | §12②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | □適□否 | §12③□A　□B |
| ⑷　指定障害者支援施設は、受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶に準じて取り扱っているか。 | □適□否 | §12④□A　□B |
| **◆提供拒否の禁止** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。 | □適□否 | §13□A　□B |
| **◆連絡調整に対する協力** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | □適□否 | §14□A　□B |
| **◆サービス提供困難時の対応** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援に係る通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者又は指定就労移行支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | □適□否 | §15①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。 | □適□否 | §15②□A　□B |
| **◆受給資格の確認** |  |  |
| 　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | □適□否 | §16□A　□B |
| **◆介護給付費支給の申請に係る援助** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §17①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §17②□A　□B |
| **◆心身の状況等の把握** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □適□否 | §18□A　□B |
| **◆指定障害福祉サービス事業者等との連携** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §19①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §19②□A　□B |
| **◆サービスの提供の記録** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。 | □適□否 | §21①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、⑴の記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | □適□否 | §21②□A　□B |
| **◆利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | □適□否 | §22①□A　□B |
| ⑵　⑴により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。（ただし、次項目の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。） | □適□否 | §22②□A　□B |
| **◆利用者負担額等の受領** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。 | □適□否 | §23①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | □適□否 | §23②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、⑴及び⑵の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。（生活介護を行う場合）①　食事の提供に要する費用 　　　(ｱ）　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 　　　(ｲ）　事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額②　創作的活動にかかる材料費③　日用品費④　①から③のほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの（施設入所支援を行う場合）①　食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令第21条の3第1項に規定する食事等の費用基準額（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）　　　　を限度とする。）②　平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用。③　被服費④　日用品費⑤　①から④のほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | □適□否 | §23③□A　□B |
| ⑷　指定障害者支援施設は、⑴から⑶までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 | □適□否 | §23⑤□A　□B |
| ⑸　指定障害者支援施設は、⑶の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | □適□否 | §23⑥□A　□B |
| **◆利用者負担額にかかる管理** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | □適□否 | §24①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | □適□否 | §24②□A　□B |
| **◆介護給付費の額に係る通知等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。 | □適□否 | §25①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | □適□否 | §25②□A　□B |
| **◆取扱方針** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | □適□否 | §26①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | □適□否 | §26②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □適□否 | §26③□A　□B |
| **◆個別支援計画の作成等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。 | □適□否 | §27①□A　□B |
| ⑵　サービス管理責任者は施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生 　　活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | □適□否 | §27②□A　□B |
| ⑶　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | □適□否 | §27③□A　□B |
| ⑷　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目 　　標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。 　　　　　　この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | □適□否 | §27④□A　□B |
| ⑸　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。 | □適□否 | §27⑤□A　□B |
| ⑹　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | □適□否 | §27⑥□A　□B |
| ⑺　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しているか。 | □適□否 | §27⑦□A　□B |
| ⑻　サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。 | □適□否 | §27⑧□A　□B |
| ⑼　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。①　定期的に利用者に面接すること。 ②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | □適□否 | §27⑨□A　□B |
| ⑽　施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、⑵から⑺に準じて取り扱っているか。 | □適□否 | §27⑩□A　□B |
| **◆サービス管理責任者の責務** |  |  |
| サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。①　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 　②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | □適□否 | §28□A　□B |
| **◆相談等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | □適□否 | §29①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。 | □適□否 | §29②□A　□B |
| **◆介護** |  |  |
| ⑴　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | □適□否 | §30①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 | □適□否 | §30②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行なっているか。 | □適□否 | §30③□A　□B |
| ⑷　指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | □適□否 | §30④□A　□B |
| ⑸　指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 | □適□否 | §30⑤□A　□B |
| ⑹　指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。 | □適□否 | §30⑥□A　□B |
| ⑺　指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | □適□否 | §30⑦□A　□B |
| **◆訓練** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。 | □適□否 | §31①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。 | □適□否 | §31②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | □適□否 | §31③□A　□B |
| **◆生産活動** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。 | □適□否 | §32①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。 | □適□否 | §32②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 | □適□否 | §32③□A　□B |
| ⑷　指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。 | □適□否 | §32④□A　□B |
| **◆工賃の支払** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | □適□否 | §33①□A　□B |
| **◆食事** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。 | □適□否 | §38①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。 | □適□否 | §38②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 | □適□否 | §38③□A　□B |
| ⑷　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | □適□否 | §38④□A　□B |
| ⑸　指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | □適□否 | §38④□A　□B |
| **◆社会生活上の便宜の供与等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 | □適□否 | §39①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。 | □適□否 | §39②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | □適□否 | §39③□A　□B |
| **◆健康管理** |  |  |
| 　⑴　指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | □適□否 | §40①□A　□B |
| 　⑵　指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期に健康診断を行っているか。 | □適□否 | §40②□A　□B |
| **◆緊急時等の対応** |  |  |
| 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §41□A　□B |
| **◆施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。 | □適□否 | §42□A　□B |
| **◆給付金として支払を受けた金銭の管理** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。①　当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。②　利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。③　利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。④　当該利用者が退所した場合にあっては、速やかに利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。 | □適□否 | §43□A　□B |
| **◆支給決定障害者に関する市町村への通知** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、指定障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①　正当な理由なしに指定障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | □適□否 | §44□A　□B |
| **◆管理者による管理** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる）。 | □適□否 | §45①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | □適□否 | §45②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設の管理者は、基準条例第2章の規定を遵守させる 　　ため必要な指揮命令を行っているか。 | □適□否 | §45③□A　□B |
| **◆運営規程** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。①　指定障害者支援施設の目的及び運営の方針②　提供する施設障害福祉サービスの種類③　従業者の職種、員数及び職務の内容　④　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間　⑤　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員　⑥　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額　⑦　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域　⑧　サービスの利用に当たっての留意事項　⑨　緊急時等における対応方法　⑩　非常災害対策　⑪　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　⑫　虐待の防止のための措置に関する事項　⑬　その他運営に関する重要事項 | □適□否 | §46□A　□B |
| **◆勤務体制の確保等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | □適□否 | §47①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。） | □適□否 | §47②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | □適□否 | §47③□A　□B |
| ⑷　指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §47④□A　□B |
| **◆業務継続計画の策定等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか（令和６年３月３１日までは講ずるよう努めているか）。 | □適□否 | §47の2①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか（令和６年３月３１日までは実施するよう努めているか）。 | □適□否 | §47の2②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか（令和６年３月３１日までは行うよう努めているか）。 | □適□否 | §47の2③□A　□B |
| **◆定員の遵守** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 | □適□否 | §48□A　□B |
| **◆非常災害対策** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | □適□否 | §49①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | □適□否 | §49②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | □適□否 | §49③□A　□B |
| **◆衛生管理等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | □適□否 | §50①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。① 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。② 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③ 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 | □適□否 | §50②□A　□B |
| **◆協力医療機関** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。 | □適□否 | §51①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | □適□否 | §51②□A　□B |
| **◆掲示** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医 療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の掲示に代えることができる。） | □適□否 | §52①②□A　□B |
| **◆身体拘束等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 | □適□否 | §53①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | □適□否 | §53②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか（令和４年３月３１日までは講ずるよう努めているか）。　①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | □適□否 | §53③□A　□B |
| **◆秘密保持等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | □適□否 | §54①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §54②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | □適□否 | §54③□A　□B |
| **◆情報の提供等** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | □適□否 | §55①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | □適□否 | §55②□A　□B |
| **◆利益供与等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | □適□否 | §56①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | □適□否 | §56②□A　□B |
| **◆苦情解決** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §57①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | □適□否 | §57②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §57③□A　□B |
| ⑷　指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §57④□A　□B |
| ⑸　指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要 　　な改善を行っているか。 | □適□否 | §57⑤□A　□B |
| ⑹　指定障害者支援施設は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | □適□否 | §57⑥□A　□B |
| ⑺　指定障害者支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | □適□否 | §57⑦□A　□B |
| **◆地域との連携等** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | □適□否 | §58□A　□B |
| **◆事故発生時の対応** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §59①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | □適□否 | §59②□A　□B |
| ⑶　指定障害者支援施設は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | □適□否 | §59③□A　□B |
| **◆虐待の防止** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか（令和４年３月３１日までは講ずるよう努めているか）。①　当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。③　前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | □適□否 | §59の2□A　□B |
| **◆会計の区分** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | □適□否 | §60□A　□B |
| **◆記録の整備** |  |  |
| ⑴　指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | □適□否 | §61①□A　□B |
| ⑵　指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しているか。 　①　サービスの提供の記録 　②　施設障害福祉サービス計画 　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 　④　身体拘束等の記録 　⑤　苦情の内容等の記録 　　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録＜電磁的記録について＞指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準条例の規定において書面で行うこととして規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。また、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）にうち、基準条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、障害者等の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的記録によるものができる。 | □適□否 | §61②□A　□B |
| **◆変更の届出等** |  |  |
| 指定障害者支援施設は、当該指定にかかる事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令（平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」第34条の23）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令（同上）の定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 | □適□否□該当無 | ＊法□A　□B |